



年次有給休暇を 活用して山梨県の 魅力に触れよう！

年次有給休暇を取得して、

ちっとはリフレッシュするじゃんけ

年次有給休暇を活用して 山梨県の魅力に触れよう!

県民の日(11月20日)にあわせて
年次有給休暇を取得してみませんか?

県民の日は、県有施設及び市町村有の一部施設の入館料等が無料となるのでお出かけに最適です。この機会に年次有給休暇を取得すれば、労働者の心身の健康増進やモチベーションアップに繋がるだけでなく、地域施設の利用者が増えて地域社会の活性化にも繋がります。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を
活用しましょう!

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 導入のメリット

事業主

労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

従業員

ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2) 導入例

県民の日に計画的付与制度を導入すると…

土日・祝日に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせられますので、11月20日~23日を4連休にすることができます。

2026年11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

3) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日

事業主が計画的に付与できる

5日

労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日

事業主が計画的に付与できる

5日

労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

4) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。